

(目的及び設置)

第 1 条 地域再生計画「たまの版 CCRsea (若者が軸となる生涯活躍のまち) 形成プロジェクト」の推進における基本構想等の策定及び関連事業の実施に当たり、有識者、関係団体等から意見を聴取し、実効性の高いものとするため、たまの版 CCRsea 懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想等の策定及び関連事業の実施に関する意見・提案
- (2) その他基本構想等の策定及び関連事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
 - (2) 各種団体が推薦する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (座長)

第 4 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、第 3 条各号に規定する者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 懇談会の庶務は、政策財政部総合政策課において処理する。

(設置期間)

第 7 条 懇談会の設置期間は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。